

# 七部法典におけるカスティーリャ王権の 観念形態について

—関連法文の対訳と考察—

青砥 清一 ・ 相澤 正雄

## はじめに

Las Siete Partidas<sup>1</sup>『七部法典』は、13世紀カスティーリャ王国のアルフォンソ10世賢王(Alfonso X El Sabio, 在位1252-84)により編纂され、スペイン法制史上最も重要な法典の一つに数えられる。

アルフォンソ10世の立法事業は、13世紀カスティーリャに当時先端のローマ法学を導入するとともに、トレド翻訳学派を通じてギリシャ・ローマの古典文化を採り入れたことにより、カスティーリャ王国をヨーロッパにおける法思想の主流へと押し上げた。とりわけ七部法典は、その集大成に位置付けられる。

本論では、第二部第一章に収録される王権に関する規定の対訳を掲載し、さらにカスティーリャ王権の観念形態を考察し、アルフォンソ10世の「王国」思想の法的根拠を探求することとする。

## 1. アルフォンソ10世の立法事業

ヨーロッパでは12世紀中葉から、都市の発展、商取引の増加、契約に基づく主従関係の普及、王権の強化といった社会変化が起こっていた。そこから生じた旧来の教会権力と新興の世俗権力の二重支配構造<sup>2</sup>に対処するため

---

<sup>1</sup> 七部法典には主要な版として、Alonso Díaz de Montalvoによる注釈付きの1491年版、Gregorio Lópezによる注釈付きの1555年版、および王立歴史アカデミー(Real Academia de la Historia)1807年版がある。

<sup>2</sup> García de Cortázar & Sesma Muñoz (1997: 443-448)

の法理論としてローマ法の受け入れが進められた。13世紀になると、地域法を成文化する試みとして、ユースティーニアヌス帝 (Iustinianus I Magnus, 在位 527-565) の『ローマ法大全』(Corpus Iuris Civilis) 以来となる大規模な法典編纂がヨーロッパ各地で行われた。1231年シチリア王国フェデリーコ1世 (神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世, 在位 1194-1250) による『メルフィ法典』(Constituzioni di Melfi)、1280年頃にフランス語で著された『ボーヴェジ慣習法書』(Coutumes de Beauvaisis)、1340年バルセロナにおいて編纂された海事法典『コンソラート・デル・マーレ』(Consolato del Mare)、そして1256年から1265年にかけて編纂された『七部法典』などである。

アルフォンソ10世は「賢王」と称されるように、学問の保護・発展に尽力した王として知られ、『イスパニア史』(Estoria de España)、『アルフォンソ天文表』(Tablas alfonsíes)などの著書がある。立法事業としては、『フエロ・レアル』(Fuero Real)、『エスペクトロ』(Espéculo)、そしてその発展形である『七部法典』の編纂を指揮した。また、トレド翻訳学派(Escuela de Traductores de Toledo)の活動を促進し、古代ギリシャおよびイスラームの文献をラテン語に翻訳させ、医学、数学、天文学等の先端知識をカスティーリャからヨーロッパへ広めた。さらに、カスティーリャ語(スペイン語)の普及にも貢献した。世俗語であったカスティーリャ語を法典や歴史書の記述言語として使用し、文章語の地位に高め、同語の規範を確立した<sup>3</sup>。七部法典の文体は、一般の臣民に対し語りかけるように、平易かつ明晰に書かれた散文である。また、法学のみならず、中世カスティーリャ社会やスペイン語史を研究するうえでも重要な史料である。

1254年、国王コンラート4世(Konrad IV, 在位 1250-54)の死によりホーエンシュタウフェン朝が断絶、大空位時代が始まる。アルフォンソ10世は、同家出身の母妃ベアトリス・デ・スアビア(Beatriz de Suabia)に由来する皇帝位継承権を理由に、神聖ローマ皇帝の座をコーンフォール伯リチャードと争った。同盟国を獲得するため、カスティーリャ王国の経済力を動員し、北アフリカ十字軍遠征(1257, 1258)などの大胆な政策を展開した<sup>4</sup>。そのような政治

<sup>3</sup> 寺崎(2002: 18)

<sup>4</sup> 皇帝継承者としての資格を十分満たしていたアルフォンソ10世は、反ローマ教皇派であったギベリン党都市ピサの支持の下、1257年の選帝議会においてリチャードとともに指名を受け、同年即位宣言をしたものの、ローマ教皇グレゴリウス10世の工作により、1273年に改めて開かれた選帝議会においてハプスブルグ家のルドルフが選出された。(大内他1994: 6)

的背景のもと、七部法典の編纂事業は、神聖ローマ皇帝の座に君臨するに相応しい王であることを証明する目的で着手されたというのが通説の見解である。他方、アルフォンソ10世が伝統的な西ゴート法源からユ帝法<sup>5</sup>への入れ替えを試みた背景として、シチリアに倣い技法上優れたユ帝法をカスティーリヤに導入し、西ゴート王国(415-711)消滅後過度に多様化した地方特別法＝フエロ<sup>6</sup>を統一することにより、王権の強化を狙ったとも考えられる。

七部法典の編纂事業が着手される前、1254年にフエロの廃止命令が公布され、1255年から『フエロ・レアル』が各地で発布されていった。しかし、既得権益と地方慣習法を享受する諸侯・都市から激しい抵抗を受け、1272年に起こった貴族の反乱(*la revuelta nobiliaria*)により、従前のフエロが復古することとなった<sup>7</sup>。同時に、1255年から1260年にかけて宮廷裁判のために作成された『エスペクロ』も、宮廷内での運用を禁止された<sup>8</sup>。そうした中で、仮に施行されれば王権の伸長を許すことになる七部法典は、既に警戒心を強めていた諸侯・都市から脅威の再来として捉えられた。くわえて、アルフォンソ10世は、第一王子フェルナンドの死後、第二王子サンチョ4世との王位継承を巡る争いに敗れ、後年、政治的求心力を失っている。このような政治的経緯があり、アルフォンソ10世自身の治世において七部法典を王国統一法として施行することはもはや不可能となった。

しかしながら、アルフォンソ10世の立法事業により、カスティーリヤは当時のヨーロッパにおける法思想の主流となった。また、後世に残した法的・政治的影響も大きい。補助的法源ながらも同法典の効力が正式に生ずるには、アルフォンソ11世が1348年に公布するアルカラ勅令<sup>9</sup>を待たなければならなかったが、以後は地方特別法や慣習法の欠点を補充する法源となった。非公式的な資格でありながら、いわばカスティーリヤ法の百科事典として重用

5 七部法典の起草当時、ユ帝法研究がヨーロッパの法学者間で流行しており、カスティーリヤからも多くの学生が、イルネリウス(Irnerius, 1055?-1130?)に始まる註釈学派の勃興していたボロニャに留学した。

6 フエロ *fuero* はラテン語の *forum* 「法廷」に由来する。国土回復運動を通じ、イスラーム教徒から奪回した地域において、それぞれ独自の慣習法や特権が成文化され、法の地域的多様性が生じた。

7 González Jiménez (2004: 90-96), Karst (1998: 16-18)

8 Martín Rodríguez (1993: 458)

9 「吾らのこの書の中の諸法律によりてまたは上述の『フエロ』によりて断定せられえざる訴訟は、吾の偉大なる祖父にして王なるアルフォンソが、整理せらるべく命じたる『スイエテ・パルティダス』の中の諸法律によりて断定せらるべきこと。」(Karst 1998: 20-21)

され、法曹および法学生に対し多大なる理説的影響を及ぼした<sup>10</sup>。1567年には、七部法典の増補版となる『新法令集』(Nueva recopilación)が編纂され、分離主義への対抗力として作用した<sup>11</sup>。また、ラテンアメリカにおいては、19世紀初頭に独立するまで、植民地統治における中心的な法源として運用された。

## 2. 法文対訳

ここでは、第二部第一章から、王権に関する規定(法五～八<sup>12</sup>)の拙訳を掲載する。

ESTE ES EL SEGUNDO LIBRO  
DESTAS SIETE PARTIDAS, QUE  
FABLA DE LOS EMPERADORES,  
ET DE LOS REYES ET DE LOS  
OTROS GRANDES SEÑORES EN  
CUYO PODER ES LA JUSTICIA  
TEMPORAL; QUALES DEBEN SER,  
ET COMO HAN DE ENDEREZAR  
A SI, ET A SUS VIDAS ET A SUS  
REGNOS, ET SERVIRSE DELLOS;  
ET LOS PUEBLOS COMO DEBEN  
TEMER A DIOS ET A ELLOS.

本書は、世俗の正義を支配する皇帝、国王及び其の他大領主に係る七部法典の第二部である。即ち、どのような者がこれらの支配者になるべきか。どのようにして己自身、己の生活及び己の王国を律し、そして其れに奉仕する責を負うのか。また、人民は神及び右主君に対し如何に畏敬の念を持たねばならないかを述べてゆく。

### TITULO I.

QUE FABLA DE LOS  
EMPERADORES, ET DE LOS  
REYES ET DE LOS OTROS  
GRANDES SEÑORES.

### 第一章

皇帝、国王及び其の他大領主に  
関して。

<sup>10</sup> Karst (1998: 18)

<sup>11</sup> Stein (2003: 112)

<sup>12</sup> 法文の段落分けは、本稿著者による。

## LEY V.

*Qué cosa es rey, et como es puesto en lugar de Dios.*

Vicarios de Dios son los reyes cada uno en su regno puestos sobre las gentes para mantenerlas en justicia et en verdad quanto en lo temporal, bien asi como el emperador en su imperio.

Et esto se muestra complidamente en dos maneras: la primera dellas es espiritual segunt lo mostraron los profetas et los santos, a quien dio nuestro Señor gracia de saber las cosas ciertamente et de facerlas entender; la otra es segunt natura, asi como mostraron los homes sabios que fueron como conocedores de las cosas naturalmente: et los santos dixeron que el rey es señor puesto en la tierra en lugar de Dios para complir la justicia et dar á cada uno su derecho, et por ende lo llamaron corazon et alma del pueblo; ca asi como el alma yace en el corazon del home, et por ella vive el cuerpo et se mantiene, asi en el rey yace la justicia, que es vida et mantenimiento del pueblo de su señorío.

Et bien otrosi como el corazon es uno, et por él reciben todos los otros miembros unidat para seer un cuerpo, bien asi todos los del regno, maguer

## 法五

## 国王とは何ぞや。如何にして神の代理人に任ぜられたのか。

国王とは、皇帝が帝国において斯くある如く、己の王国において人民をば正義と真実に基づき庇護するため人民の上に置かれた神の代理人である。

之は次の二つの拠所において明々白々である。一つは、信仰上の物事を確知し且つ之を理解せしめることを神に許された彼の預言者達及び聖人達が定めたということ。今一つは、自然の摂理に<sup>か</sup>、物事の道理に通じた賢人達が定めたということ。先づ聖人達が説いたのは、国王は正義を実現し且つ各人に対し権利を与えるため神の代理人として此の世に任ぜられた君主であり、其れ故に国王は人民の心そして魂と呼ばれたのだと。というのは、魂は人の心に宿り、魂により肉体が生かされ維持されるように、国王には正義が宿り、以て己の支配する人民が生かされ且つ維持されるのだと。

そしてまた、心の臓は一つであり、其れを以て他の全ての部位がまとまり、一つの肉体となるように、王国の全ての民が、たとえどれほど大人数であっ

sean muchos, porque el rey es et debe seer uno, por eso deben otrosi todos ser unos con él para servirle et ayudarle en las cosas que él ha de facer.

Et naturalmente dixieron los sabios que el rey es cabeza del regno; ca así como de la cabeza nacen los sentidos por que se mandan todos los miembros del cuerpo, bien asi por el mandamiento que nace del rey, que es señor et cabeza de todos los del regno, se deben mandar, et guiar et haber un acuerdo con él para obedescerle, et amparar, et guardar et endereszar el regno onde él es alma et cabeza, et ellos los miembros.

#### LEY VI.

*Qué quier decir rey, et por qué es asi llamado.*

Rey tanto quiere decir como regidor, ca sin falla á él pertenesce el gobernamiento del regno, et segunt dixieron los sabios antiguos, señaladamente Aristóteles en el libro que se llama Politica, en el tiempo de los gentiles el rey non tan solamente era guiador et cabdiello de las huestes, et juez sobre todos los del regno, mas aun era señor sobre las cosas espirituales que estonce se facien por reverencia et por honra de los dioses en que ellos creien, et por ende lo llamaban rey, porque

ても、国王は唯一人であり且つそうあらねばならないゆえ、皆が一致団結して国王に仕え、国王の為すべき事に関して国王を支えるものとする。

次に彼の賢人達は自然の摂理に遵い、国王が王国の頭かしらであると説いた。即ち、頭から感覚が生じ、其れにより肉体の全ての部位が制御されるように、王国の全人民は、己の主にして頭たる国王から発せられる勅令をもって統制され、導かれるものとし、尚且つ、国王に仕えるため、そして片や国王を魂及び頭とし、片や人民を四肢とする王国を保護、防衛及び統治するため、国王と合意を交わすものとする。

#### 法六

国王の意味とは、国王と呼ばれる所以とは何か。

国王とは統治者を意味する。即ち、王国の統治は常に国王に帰属する。そして彼の賢人達、なかでもアリストテレスは政治学という名の書で次のように語っている。異教徒の時代、国王は戦においては常に指導者及び頭領であり、裁判官としては王国の全人民の長であり、神官としては人民が畏敬し尊敬する神々への神事をも司っていた。斯様に、俗事とともに神事をも支配していたことから国王と呼ばれるに至ったと。

regie tambien en lo temporal como en lo espiritual.

Et señaladamente tomo el rey nombre de nuestro señor Dios, ca asi como él es dicho rey sobre todos los otros reyes, porque dél han nombre, et él los gobierna et los mantiene en su lugar en la tierra para facer justicia et derecho; asi ellos son tenudos de mantener et de gobernar en justicia et en verdat á los de su señorío.

Et aun otra manera mostraron los sabios por que el rey es asi llamado, et dixieron que rey tanto quier decir como regla, ca bien asi como por ella se conoscen todas las torturas et se endereszan, asi por el rey son conocidos los yerros et enmendados.

#### LEY VII.

*Por qué convino que fuese rey et qué lugar tiene.*

Complidas et verdaderas razones mostraron los sabios antiguos por que convino que fuese rey demas daquellas que desuso deximos del emperador. Et como quier que ante fablamos del emperador por la honra del imperio que del rey; pero antiguamente primero fueron los reyes que los emperadores.

とりわけ、右国王は我が主である神から名を授かった。右国王からは、他の諸国の王が名を得ているため、王の中の王と呼ばれ、そして諸王を統括し、正義と権利を実現するため当該所領において其の地位のもと諸王を擁護している。然らば諸王には、己の領民をば正義及び真実に基づき擁護し且つ統治する責があると。

彼の賢人達はまた、国王と呼ばれる所以を以下のように説いた。国王とは規範である。というのも、物差により歪みを全て把握して正すように、国王により過ちが認知され、そして修正されるからと。

#### 法七

国王は何故存在すべきか、そして何を代理するのか。

彼の賢人達は、国王の存在理由については、皇帝に関して上述したほかに、其の十全且つ本当の根拠を示した。それは、帝国における皇帝の榮譽について前述したが、その皇帝に先んじて存在していた者こそが国王であると。

Et una de las razones que mostraron por qué convino que fuese rey es esta, que todas las cosas que son vivas traen consigo naturalmente todo lo que han mester et que les conviene, et non han mester que otri gelo acarree dotra parte. Ca si son de vestir, ellas se son vestidas de suyo sé, las unas de peñolas et las otras de cabellos, et las otras de cuero, et las otras de escamas et de conchas, cada una dellas segunt su natura, porque non han mester que texan para seer vestidas.

Otrosi para defenderse las unas traen picos, et las otras dientes, et las otras unas, et las otras cuernos, et las otras aguijones ó espinas, por que non les conviene de buscar otras armas con que se defiendan.

Otrosi lo que comen et beben cada una lo falla segunt que le es mester, de guisa que non han de buscar quien gelo adobe, nin cosa con que les sepa bien, nin lo han á comprar, nin han á labrar por ello; mas el home de todo esto non ha nada para sí á menos de ayuda de muchos que lo busquen et le alleguen aquellas cosas quel convienen, et este ayudamiento non puede seer sin justicia, la que non podrie ser fecha sinon por mayores á quien hobiesen los otros á obedescer.

そして、国王の存在理由の一つとして次のように定められた。全ての生き物（人間以外の動物）は己に必要且つ有益ならゆる物を生来具えており、他からもたらされる異質な物を必要としない。つまり、身に纏う物に関するならば、自らの羽、毛、皮、鱗、貝殻など、各々の特性に応じて身に纏っているため、衣服を織る必要がないと。

また、自らの保身のため、嘴、歯、爪、角、針、棘などを有するので、自衛に用いる武器を求める必要もないと。

さらに、食べ物及び飲み物は必要分だけ自ら見つけるため、煮炊きしてくれる者も不要で、味を調える材料も求めなくてよく、食べ物を購入したり、食糧の為に耕作する必要もない。だが人間は、己に必要な物を探し集めてくれる多くの者の助けがなければ己のために上掲の物を何も得ず、そして其の助けは正義なくば存在し得ず、右の正義も民が従うべき指導者によらなければ実現し得ないであろうと。



Et estos seyendo muchos, non podrie seer que algunas vegadas non se desacordasen, porque naturalmente las voluntades de los homes son departidas, et los unos quieren valer mas que los otros; et por ende fue mester por derecha fuerza que hobiesen uno que fuese cabeza dellos, por cuyo seso se acordasen et se guiasen, asi como todos los miembros del cuerpo se guian et se mandan por la cabeza, et por esta razon convino que fuesen reyes, et los tomasen los homes por señores.

Otra razon hi ha escripta segun dicho de los profetas et de los santos por que fueron los reyes; et esta es que la justicia que nuestro señor Dios habie á dar en el mundo porque los homes viviesen en paz et en amor, que hobiese quien la ficiese por él en las cosas temporales, dando á cada uno su derecho segun su merescimiento.

Et tiene el rey lugar de Dios para facer justicia et derecho en el reyno en que es señor, bien asi como desuso deximos que lo tiene el emperador en el imperio, et aun demas que el rey lo tiene por heredamiento, et el emperador por eleccion.

人間は多数存在するので、必ずや互いに調和を乱す出来事が生ずるであろう。なぜならば、人の意思は多様であり、自分を他人より優先させたがる性向があるから。したがって、人民が自らの先頭に立つ者を戴くことは当然仕方のないことであり、肉体の全ての部位が頭により指揮及び制御されるように、指導者の知恵により人民がまとまり且つ導かれる。上掲の理由により国王が存在し、且つ人民が国王を君主として受け入れることが道理であると。

他に、国王の存在理由に関する、彼の預言者達及び聖人達の言葉は、次のようにも記している。曰く、人が平穩に且つ慈愛のなかで生きるよう、我が主たる神は正義を此の世に授け賜うた。そして俗事においては神の代わりに之を実現し、人民をして各人に相応しい権利を授ける者(王)を与え賜うたのだと。

そして、上記において帝国では皇帝が神の代理権を有するものと定めたように、国王は神の代理人として自己の統治する王国において正義と権利を実現するものとする。さらに、右代理権は、国王は相続により、皇帝は選挙により之を保持するものと定むと。

## LEY VIII.

*Quál es el poderio del rey, et cómo debe usar del.*

Sabida cosa es que todos aquellos poderes que desuso deximos que los emperadores han et deben haber en las gentes de su imperio, que esos mismos han los reyes en las de sus regnos, et mayores; ca ellos non tan solamente son señores de sus tierras mientras viven, mas aun á sus finamientos las pueden dexar á sus herederos, porque han el señorío por heredad, lo que non pueden facer los emperadores que lo ganan por eleccion, asi como desuso deximos.

Et demas el rey puede dar villa ó castillo de su regno por heredamiento á quien se quisiere, lo que non puede facer el emperador, porque es tenuto de acrecentar su imperio et de nunca menguarlo, como quier que los podrie bien dar á otro por servicio quel hobiese fecho, ó quel prometiese de facer por ellos.

Otrosi decimos quel rey se puede servir et ayudar de las gentes del regno quando fuere menester en muchas maneras que lo non podrie facer el emperador.

Ca el emperador por ninguna cuita

## 法八

国王の権力とはどのようなもので、どのように之を行使すべきか。

上記において、帝国民につき皇帝が取得し且つ取得すべきと規定した全権限に加え、国王は更に己の王国民についても其れ以上の権限を取得することは周知の事である。即ち、国王は存命中ただ単に己の所領を統治するのみならず、臨終の際には之を己の継承者に受け継がせ、以て右継承者が当該統治権を取得するのであり、上記のとおり、選挙により統治権を獲得する皇帝には為し得ない事である。

また国王は、望まれる者に対し王国内の町又は城を恩賞として授ける権限を有するが、皇帝には右権限がない。なぜならば、皇帝は己の帝国を拡大する責を負うものの、決して之を縮小せしめてはならないからである。縦しんば、皇帝に仕えた功績で、又は町や城のために実行を約した事で、之を授けてもよいような場合であったとしても。

さらに、国王は、皇帝には実行する権限のない多くの事案において、必要あらば王国民を己に仕わせしめ且つ之を利用する権限を有するものと定む。

即ち、皇帝は如何なる問題が生じた

quel venga non puede apremiar á los del imperio quel den mas daquello que antiguamente fue acostumbrado de dar á los otros emperadores, si de su grado non lo quisieren facer; mas el rey puede demandar et tomar del regno lo que usaron los otros reyes que fueron ante que él, et aun mas á las sazones que lo hobiese tan grant mester para pro comunal de la tierra, que lo non pueda escusar; bien asi como los otros homes que se acorren al tiempo de la cuita de lo que es suyo por heredamiento.

Otrosi decimos que el rey debe usar de su poderio en aquellos tiempos et en aquella manera que desuso deximos que lo puede et debe facer el emperador.

としても、帝国民をして本人の意思がなければ、古の慣行として歴代皇帝に上納されていた額を超えて上納することを一切強要し得ない。だが国王は、先代以前の国王が代々享受していた額を要求し且つ王国民から之を召し上げ得るのであり、所領の共通利益のため上限を超える程に必要な不可欠である場合には、古の慣行を超えた額を召し上げることもある。他の者が恩賞により取得した物の危機に際し馳せ参じたる場合と同様に。

また、国王は、皇帝が権利を行使し且つ義務を履行するものと上記において規定した時機及び手続に則り己の権限を行使するものと定む。

### 3. 考察

「法五」では、国王を頭部・心臓、臣民を肉体と喩えるが、13世紀イタリアの神学者アキナスもまた、同様の比喩表現を用いている：「君主たる者は王国における自己の職務が、ちょうど肉体における魂や、世界における神のごときものである（…）かれの支配下にいる人びとをかれ自身の四肢のように考え（…）」<sup>13</sup>。このように、部分は全体に従うものであり、全体を司る君主は「頭<sup>かしら</sup>」たる一人の者に限られ、そしてその君主と合意を交わした臣民は部分としてその統治に服するのである。

また、アキナスは、君主の統治について次のように記している。

「世俗の事象に関わる最高の統治を委ねられている人を王と呼ぶのは普通のことである。ところで統治は崇高であればあるほど、それは

<sup>13</sup> 柴田(2009: 79-80)

より高次の目的へと秩序づけられている。(…)しかし人間は神の享受という目的を人間的徳のみによっては達成することができず、神の恵みによらねばならない。(…)それゆえこの王国の職務は霊的なものを地上のものと区別するために、地上の王に委ねられるのではなく、聖職者に、とりわけ最高の司祭、ペトロの後継者、キリストの代理者、ローマ教皇に委ねられている。そしてかれに対して、キリスト教徒人民のすべての王はあたかも主イエス・キリストその人に対するように、服従しなければならない。」<sup>14</sup>

アクィナスにとって、人間が生きるうえでの至高の目的は神を認識することであった。世俗の君主は、臣民が安全にその目的を追求することができるよう、武力と人定法を行使する権限を与えられているに過ぎず、俗事より高次にある神事を司るローマ教皇こそがキリスト教諸国における最高権力者であり、全てのキリスト教国における世俗の王は教皇の下に服従すべきと考えたのである。

それに対し、アルフォンソ10世は、王権とは神から付与された権力であり、神を除いては、ローマ教皇をはじめ他の如何なる権力にも服さない、独立した権力であると考えた。いわゆる王権神授説を採った要因の一つとして、次のようなカスティーリャ王国独自の政治的事情が働いたものと考えられる。父王フェルナンド3世「聖王」の治世に大レコンキスタ時代がほぼ終焉を迎えたものの、いまだ続くイスラーム勢力との戦いの傍ら、その回復した領土に強力な中央集権体制を構築することが王位継承者アルフォンソ10世の統治課題であった。アルフォンソ10世は、未だ混乱の続く統治状況を安定させ、王国に敵対する異民族および反逆の機会を窺う貴族衆を国王の下に服従させるには、王権の強化が求められ、それには王国統一法の制定が必要不可欠と考えた。そこで、地方ごとに異なる慣習法を統一するため、ユ帝法を主要な法原理とする新法の定立に着手した。こうして完成した七部法典を王国の最高法規として各所領に発布してゆくにあたり、教皇を最高権威とする教会法との衝突を避けることはできなかった。また、慣習法や特権を享受していた封建諸侯・都市の抵抗を抑え込むには、国王が国内最高の立法権者であることを示す必要もあった。即ち、七部法典に最高法規性を付与し、かつその実効性を担保するため、王権は教皇の権威に服すのではなく、むしろ教皇と並び

<sup>14</sup> 柴田 (2009: 87-88)

立つ神の代理人として神から与えられた権力であり、したがって国王は、教会権力から独立した権力として、王国内における独占的な立法権を付与されていると論じたのである<sup>15</sup>（七部法典では、教会権力と世俗権力を「二本の剣（dos espadas<sup>16</sup>）」と表現される）。だが七部法典は、前述のとおり、アルフォンソ 10 世自身の治世において実質的な効力を得るには至らなかった。また、同王が抵抗勢力を完全に掌握することも成し遂げられず、その後も中世カスティーリヤ王国の政治的特徴といえる貴族の反逆が繰り返されることになる。

「法六」では、国王の存在根拠と王位継承権について言及されている。そこで引用・反芻されているアリストテレス『政治学』によると、王とは「軍事の総帥であり、裁判官であり、そして祭事をつかさどる権限を有する者」であった<sup>17</sup>。ところで、アリストテレスは、王制には次の4つの形態があると論じている。

- ① みずからの意志で支配に服する者たちを被治者としてもつもの。軍事の総帥且つ裁判官且つ祭事を司る者。英雄時代の王制。
- ② 一族一門の者による法によった専制的支配。ギリシャ以外の王制。
- ③ 選挙による独裁僭主制。アイシュムネーテイアー（調停者の役）。
- ④ 世襲で終身制の將軍職。ラケダイモニア（スパルタ）の王制。

本法の引用箇所は①の形態に該当する。統治者たる国王に服す被治者（臣民）の意思については、法五における「王国を保護、防衛及び統制するため、国王と合意を交わす」の文言からこれを読み取ることができる。

他方、カスティーリヤの王制は④の形態も併せ持つが、七部法典では、王位継承権を単に国王の権限として規定するのみで、その由来や正当性については特段言及されていない。『政治学』においても、「どんな国家体制においてもありうるもの」<sup>18</sup>として、この王制形態における妥当性については論じられていない。

<sup>15</sup> アルフォンソ 10 世は、教会権力による世俗権力への介入を嫌ったが、カトリック的価値観を全面的に排除することはなく、七部法典においては、十分の一税、婚姻、子の嫡出性、遺言執行、姦通、偽誓、異端などにつき教会裁判所の裁判権を許諾している。また、ローマ・カトリック教会の所有物は、国王財産と同様、100年の最長期間をもって時効が成立するとし、時効を罪悪視する教会法との調和を保った（青砥 2012: 39）。

<sup>16</sup> 第一部第四篇第七章法二九（王立歴史アカデミー版）

<sup>17</sup> 田中（1972: 122）

<sup>18</sup> 田中（1972: 123）

15～16世紀イタリアの外交官・政治思想家マキャベリは、著書『君主論』において、

「君主の血統に服従してきた世襲的な領域を維持するのは新しく獲得した領土を維持するのよりも容易である。(…)生まれながらの君主は臣民を傷つける理由も必要もあまりなく、したがって、臣下に好意をもたれることになる」

として、世襲君主政体の安定性を認めている<sup>19</sup>。また、17世紀イギリスの哲学者ホッブスは、著書『リバイアサン』の中で、継承権に関する最大の困難は君主政体にあるといった。合議体により選挙される神聖ローマ皇帝は、在任中のみ主権の使用権を保持するに過ぎず、皇帝が死ねば、また合議体の権限のもと新たに選挙された者が主権を取得する。他方、君主は主権の所有権を保持する。主権の所有者が死ねば、臣民は全く主権のない状態に置かれる。臣民は、団結して行動するために必要な代表者が不在となり、新しい君主を選挙することもできない。国は混乱に陥り、戦争へと回帰する。そのような状態は君主政体の設立目的に反する。したがって、君主政体においては、継承決定権は君主の意思と判断に委ねられることになる<sup>20</sup>。このように、君主政体と世襲制とは切っても切り離せない関係にあり、七部法典においても取ってその正当性を論じるまでもないと考えられたのであろう。

継承は通常、遺言により行われた。帝政ローマでは、皇帝が生存中に口頭で(viva voce)または書面で地位の継承を宣言した。遺言がなければ、慣習による。カスティール王国の慣行では、第一王子を筆頭相続権者として、国王の臨終に際し最も近い親族が王位を継承した。

ここで、王権の世襲制に関し、有名なサンチョ4世との王位継承問題と七部法典との関連性について言及したい。まず、王位継承者の順位につき、第二部の第一五章法九において、

por heredamiento hereda los regnos el fijo mayor, o alguno de los otros que son mas propincos parientes á los reyes al tiempo de su finamiento

(拙訳)「長子、さもなくば国王の臨終に際し国王に最も近い親族の何れかの者が王位継承権により王国を継承する」

と規定する。右規定によれば、第一王子フェルナンド・デ・ラ・セルダが王位継承権者となる。さらに、同第一五章法二には、第一王子が継承前に死亡

<sup>19</sup> 佐々木(2011: 32-33)

<sup>20</sup> 永井・上田(2012: 269-271)

した場合につき、

mandaron que si el hijo mayor moriese ante que heredase, si dexase fijo ó fija que hobiese de su muger legitima, que aquel ó aquella lo hobiese, et non otro ninguno.

(拙訳)「長子が王位継承前に死亡した場合、右長子の正妻から生まれた男子又は女子が存命であるならば、右男子又は女子のみが王位を取得するものと定められた」

と規定している<sup>21</sup>。

第一王子フェルナンド・デ・ラ・セルダは、父アルフォンソ10世がグレゴリオ10世から皇帝即位の承諾を取り付ける目的でボーケールに滞在している間、国王代理としてベニメリン族を討伐するためアンダルシアに進軍、1275年に戦死する。同王子は、ブランカ妃との間に、アルフォンソ10世の孫にあたる男子フェルナンドとアルフォンソ、いわゆる「セルダの王子達(los infantes de la Cerda)」を儲けていた。第一王位継承権者である長子が継承前に他界したため、上記規定によれば「右長子の正妻から生まれた男子」であるセルダの王子達が王位を継承することになる。アルフォンソ10世は本法文を根拠にセルダの王子達の権利を主張、カスティーリャの大貴族ララ家とフランス王家もこれを支持した。だが前述のとおり、七部法典には王国統一法としての効力はなかった。他方、ビスカヤ領主アロ家を中心とする反対勢力は、西ゴート法に由来するカスティーリャの慣習に従えば死亡した子の兄弟(サンチョ)が孫(セルダの王子達)に優先する<sup>22</sup> ことに加え、アルフォンソ10世が国外にいること、およびセルダの王子達が未成年者であることから、ベニメリン族の脅威に対抗し得るのは第二王子サンチョをにおいて他にいないと考え、サンチョの王位継承を主張した。両家の権力闘争は内戦へと発

<sup>21</sup> 本法文はローマ法の遺言相続制度に由来する。例えば、法学提要には次の解説がある：「わたしの存命中にわたしの男子が死亡し、または他の何かの理由でわたしの権力から離脱するときは、男孫または女孫はその地位を継承し、そうしてこれによって家内相続人の出生に準じて家内相続人の権利を取得する」(船田1967: 148)。

<sup>22</sup> 例えば、先王フェルナンド3世がラテン語からカスティーリャ語に翻訳させた西ゴート法、フエロ・フスゴ(Fuero Juzgo)には、*si el padre ó la madre que an de aver la buena de los fijos, si non ovieren otros fijos, toda la heredad ayan los nietos* [II, XIX] (拙訳：仮に(死亡した)子の財産を取得すべき父親又は母親において他に子がいなかった場合、当該相続財産は全て孫が取得するものとする)との規定があるが、これを反対解釈すると、死亡した子に兄弟がいれば、右兄弟が孫に優先して相続権を取得することになる。

展する。内戦を優位に進めたサンチヨは、大多数の諸侯および都市ならびに教会の支持の下、1278年セゴビアの身分制議会において国王就任の承認を得る。その後アルフォンソ10世は、サンチヨ4世から王位を剥奪し、フランス王フィリップ3世を後見人としてセルダの王子達に王位を継承させる旨の遺言を残すが、その遺言は守られることはなく、アルフォンソ10世が永眠すると、サンチヨ4世が正式に王座に就いた<sup>23</sup>。このように、ローマ私法上の相続制度をカスティーリャ王国の公法として適用しようとしたことにより、国政を揺るがす王位継承問題を引き起こし、さらに内戦をも誘発する結果となったのである。

「法七」では、国王の存在意義について論じるにあたり、鳥獣魚介類と比較しながら人間の本性について説いている。獣類は、生存に必要な性質を生来具備するが、人間は単独では生存し得ず、他者との助け合いをもって生きる社会的な存在である。ところが人間は、各人各様の価値観を持つがゆえに、指導者の知恵をもって統制される必要があるという。そこで国王は、神の代理人として、人間社会の正義および（各人の功績に応じた権利の公平な分配という意味での）平等を実現するために首長を務め、相反する意見を統率する役割を担うとする。

アリストテレスは、『政治学』において、国家社会をつくるのは人間の自然の本性にもとづくと論じた。人間は国家社会から離れ、個人として自立し得ず、仮に他に何も求めることのない自足した存在があったら、それは野獣かまたは神である。蜜蜂や蟻は、本能として無駄なく、女王を中心とした社会を形成する。他方、人間はロゴス（言論）を持ち、これを思慮などの徳のために用いて高度な国家社会を形成するが、その反面、人間社会では言い争いが絶えず、徳が失われれば不敬野蛮な状況に陥ることになる。そこで国家の役割とは、正邪を判別し、正義を実現すること、即ち法的秩序を保つことにほかならないという<sup>24</sup>。このようなアリストテレスの国家観は、徳による統治と法の下での正義の実現を理想に掲げるアルフォンソ10世の法思想を支えていたものと考えられる。

「法八」では、王権は皇帝権を包含すると規定する。これは、アルフォン

<sup>23</sup> Martín Rodríguez (1993: 367)

<sup>24</sup> 田中 (1972: 89)



ソ 10 世が神聖ローマ皇帝位に就けばカスティーリヤ王を兼務することに配慮した規定と推察する。王権に含まれる皇帝権については、王権に関する法文より前の法二から法四にかけて、以下のように規定されている。

《開戦・休戦・停戦権》 — 国王は将軍として、開戦、休戦および停戦を宣言する権限を有する。また、敵からの防衛または敵への征服のため、兵を召集し、諸侯に対し援軍を命ずる権限もある。なお、第一部第三篇第五章「戦について<sup>25</sup>」においては、諸侯が勅令に従わない場合や兵が戦地から脱走した場合の罰則、武勲をたてた者に対する褒賞、戦利品の分配方法および納税義務、戦死傷者に対する補償、軍事裁判などに関する規定もある。

《立法権》 — 国王は、人民の共通利益 (pro comunal) に適うと解される場合において新法を制定する権限を有する。また、不明瞭または有害な古い慣習があれば、これを廃止し、適切な新法に改定することができる。

《アデランタード・判事任命権》 — 国王(またはその代理人)は、国王代官、前線総督を意味するアデランタード (adelantado)、および判事を任命し、各所領に配置する権限を有する。アデランタードは任命された領地において、平時には行政および司法の長として、戦時には軍の指揮官として任務を遂行する。判事は、裁判<sup>26</sup>において職権主義・糾問主義的に訴訟を解決すると共に、官吏に対し刑の執行を命ずる権限を与えられる。

《刑罰権》 — 国王は、人民が処罰事由に該当する行為を犯した場合において、刑罰を下すための権限を有する。また、皇帝または国王から特権として許諾された者のみが本権の行使を認められる。

《租税徴収権》 — 国王は自ら任命した代官および徴税吏に対し、税の徴収を命ずる権限を有する(但し、当時は王家財産と国庫の区別が明瞭でなく、国庫に納められる年貢 (renta) は国王個人の地代とも解し得る)。また、国王は身分制議会 (cortes) に対し、政策の実現にかかる費用を調達するための税の設定を要求することができる。都市や港に人や物を運搬する場合に課せられる税を通行税 (portadgo, portazgo) といい、特に市の開催に併せて徴収された。都市や港に出入りする際、塩などの物品に対して取立てられる移動税をアルモハリファスゴ税 (almojarifazgo) という。十分の一税 (diezmo) は、物品

<sup>25</sup> 相澤・青砥 (2010: 22-185)

<sup>26</sup> 第一部第四篇第一二章法四五には、一審判決に対し、国王や国王代官などに対する上訴手続に関する規定がある(相澤・青砥 2011: 512)。国王等の召喚権は、同第五篇第一章法一。国王又はその他の裁判権者のみが召喚する権限を有する(相澤・青砥 2012: 2)。

価格の1/10を国王に上納する関税である。その他、ペディード税 (pedido, petitio, petitum：戦費調達のための特別税)、モネーダ・フォレラ税 (moneda forera：改鋳などに伴う貨幣価値の低下を防止することを国王に約束させる代償として)、モンタスゴ税 (servicio de ganado：牧羊に対する税で身分制議会の承認を経て税を納付した)、人頭税 (censos: ユダヤ人やイスラム系住民のムデハルに対して王から保護を受ける代償が名目) 等の税目があった<sup>27</sup>。

《フェリア開催許諾権》 — フェリア (Feria) は、狭義の市のみならず、宗教、政治または商事に係わる広義の祭祀を指した。祭祀を司ることは、法六においても規定されるように、軍の指揮および裁判と並ぶ重要な王権の機能である。また、前述のとおり、通行税を設定し、税収を得る機会でもある。

《貨幣発行権》 — 貨幣の鋳造は国王および皇帝の特権である。アルフォンソ10世は、帝国政策の資金を調達するため、1252年および1258年に貨幣改鋳を実施している。その結果、貨幣価値の下落、物価の高騰が生じ、貴族の反乱を招く一因となった<sup>28</sup>。

《私有財産接収権》 — 皇帝や国王といえども法に遵い、臣民から本人の承諾なしに私有財産を侵すことは許されなかった。だが、公共善に資すること、および良識に基づき妥当と判断される金額以上の補償をすることを要件として、私有財産の接収が認められた。近代民法における所有権絶対の原則は、ローマ時代にその源泉を置くが、七部法典においても以下の文言がある。

「たとえ古代ローマ人が、かつて世界の支配権を己の力で獲得し、皇帝位を設け、そして全人民の共通利益を正当に庇護し防御しよう全権及び統治権を人民の上に許諾したとはいえ、上掲の何れかの理由による場合を除き、皇帝をして各人の所有物を支配せしめ、其の意思に基づき之を取得せしめることはローマ市民の了解するところではなかった。」<sup>29</sup>

この法文から、七部法典が私有財産制およびその制限に関する概念をローマ法から継承したことが理解される。

その他の皇帝権として、《境界線設定権》、《騎馬授与権》、《城・城塞・港湾監督権》がある。神聖ローマ皇帝に選出された者は、慣行として《ドイツ王権》を取得する<sup>30</sup>。皇帝権・王権につきユ帝の言辞を反芻 (五章法一四) し、「其の権力は法を以て実現し得る」と法治の概念を明文化して国王の恣意的な意思

<sup>27</sup> 詳しくは中川(1998)を参照されたい。

<sup>28</sup> 大内他(1994: 6)

<sup>29</sup> 第二部第一章法二(拙訳)。なお、我民法第1条も私権を「公共の福祉に適合」と制限する。

の発動を制限すると共に、五章法一七に於いて具体的に国王と臣民の関係を詳らかにしている。

最後に、皇帝権には含まれないカスティーリャ王の権限としては、次の三つが規定されている。

《王位継承権》 — 皇帝は選挙により選出されるため、皇帝位を自己の子息等に継承する権限を持たないが、国王にはこれが認められる。

《恩賞地授与権》 — 皇帝は帝国領を拡大させる責務があるとしても減少させる権限はないとし、臣下に対し恩賞地を授与することは許されないと規定する。他方、国王は、法七において、臣民各自の功績に応じて恩賞を下賜する権限を神から授かっているとす。

《特別献金請求権》 — 国王は、臣民の共通利益のため必要性があれば、従来の慣行を超えた額の献金を特別に上納するよう請求することが許される。

#### 4. 結び

七部法典における王権に関する規定では、王権の教会権力からの独立を前提とし、国王は教皇と等しく神の代理人であり、臣民の正義を実現するために世俗権力を神から授与されたと定めている（国王と教会の二大権力を「二本の剣」と表した）。また、王権の由来に言及するにあたり、人間を国家（ポリス）的動物として捉え、国家が法の支配を受けることを理想とし、臣民との合意のもとに軍事、裁判および神事を司ることを（英雄時代の）王権の条件とする、アリストテレスの政治哲学に依拠した。このように、教会の束縛から離れ、古典文化を重んじる思想は、ビサンツ・イスラームの影響を受けた12世紀ルネサンスの新しい流れを汲むものと推考する。

だが、このようなアルフォンソ10世の持つ正の側面に対し、経済政策の失敗および王位継承問題という二つの負の側面も忘れてはならない。前者においては、帝国政策の財政を支えるために課された重税および都市特別献金

<sup>30</sup> 神聖ローマ皇帝は、イタリアにおいても国法上最も重要な地位を占めていたが、そのことに関しては七部法典において全く言及がなされていない。皇帝選出においてアルフォンソ10世を支持したビサは、地中海貿易におけるジェノバとの競争において優位に立つため、カスティーリャ王に対しイタリアでの指導的役割を期待したが、同王の関心は専らドイツに向けられていた（Martín Rodríguez 1993: 363-364）。本文言には、このような事情が背景にあるのかもしれない。

により、王国の経済活動が停滞した。また、貨幣改鑄の結果、貨幣価値が下落し、物価の高騰を招いた。後者においては、重税と物価高騰に苦しむ諸侯、都市および教会が、第一王位継承権者である長子フェルナンドの死後、継承権争いにおいて、西ゴート法由来の慣習に則り第二王子サンチョを支持したのに対し、アルフォンソ10世はローマ法的な相続観念に基づき遺児の「セルダの王子達」の権利を主張した。これらの政策における法的根拠は、いずれも七部法典の規定に合致する。つまり七部法典は、王国統一法としては正式に施行されなかったものの、アルフォンソ10世の政治規範として既に作用していたのである。上掲のとおり、アルフォンソ10世が七部法典の法理として依拠したアリストテレス的な王権観念およびローマ法的な相続観念は、旧来の特権およびゲルマン的慣習法を享受する諸侯・都市、ならびに教皇を最高権威とする教会権力から、自分達の既得権益を脅かす中央集権的な思想として猛烈な反発を受けた。そして、同王は、自ら手掛けた法典を王国統一法として施行させられなかったばかりか、その理想主義を現実の政策に反映させたことにより、晩年政治的権威を失墜させる結果となった。

このように七部法典に対しては肯定否定の両評価を与えられるものの、中世ヨーロッパの盛期にあって、都市の発展、商取引の増加、契約に基づく主従関係の普及などといった社会変化を背景に、国内において過度に多様化した旧来のゲルマン的慣習法から、先進的法理論であったローマ法に切り替え、かつ、中央主権化を正当化するため12世紀ルネサンスを継承して古典思想を引用・反芻した立法姿勢は、アルフォンソ10世が「賢王」の名に相応しく、先進性と先見性を具備した立法者であったことの証左を示すものと言える。

#### 【原典】

*Las Siete Partidas del Rey Don Alfonso el Sabio*, cotejadas con varios códices antiguos por la Real Academia de la Historia, Madrid en la Imprenta Real, Año de 1807.

#### 【参考文献】

相澤正雄・青砥清一（訳）、『アルフォンソ十世賢王の七部法典 第一部第三篇（スペイン王立歴史アカデミー1807年版）逐文訳試案、その道程と訳註』、発行者：相澤正雄、2010年。

相澤正雄・青砥清一（訳）、『アルフォンソ十世賢王の七部法典 第一部第四篇（スペイン王立歴史アカデミー1807年版）逐文訳試案、その道程と訳註』、発行者：相澤正雄、2011年。

相澤正雄・青砥清一（訳）、『アルフォンソ十世賢王の七部法典 第一部第五篇（スペイン王立歴史アカ

- カデミー 1807 年版) 逐文試訳試案、その道程と訳註』、発行者：相澤正雄、2012 年。
- 青砥清一、「七部法典における時効制度に関する一考察―ローマ法と比較して―」、『国際社会研究』第 3 号、神戸外国語大学グローバル・コミュニケーション研究所、pp.23-53、2012 年。
- 大内一・柴田秀藤・立石博高、『もうひとつのスペイン史―中近世の国家と社会―』、同朋舎出版、1994 年。
- 佐々木毅(全訳注)、マキャベリ著『君主論』、講談社、2011 年。
- 柴田平三郎(訳)、アクィナス著『君主の統治について―謹んでキプロス王に捧げる―』、岩波書店、2009 年。
- 田中美知太郎(編)、アリストテレス著『政治学』、『世界の名著 8 アリストテレス』、中央公論社、pp.57-274、1972 年。
- 寺崎英樹、「アルフォンソ 10 世『イスパニア史』における動詞形式とその機能」、『東京外国語大学論集』第 62 号、東京外国語大学、pp.17-34、2002 年。
- 永井道夫・上田邦義(訳)、ホップス著『リヴァイアサン I』、中央公論新社、2012 年。
- 中川和彦、「中世のカスティーリヤの税制の素描」、『成城大学経済研究』第 139 号(池田浩太郎名誉教授古稀記念号)、pp.9-34、1998 年。
- 船田亨二(訳)、『ガイウス 法学提要(新版)』、有斐閣、1967 年。
- García de Cortázar, José Ángel & Sesma Muñoz, José Ángel, *Historia de la Edad Media: Una síntesis interpretativa*, Alianza Universidad, 1997.
- González Jiménez, Manuel, *ALFONSO X el Sabio*, Ariel, 2004.
- Karst, Kenneth L., *Historical development of Latin American legal institutions* (埜浩訳著『ラテン・アメリカ法史』、信山社出版)、1998.
- López, Gregorio, *Las siete partidas del sabio rey Don Alonso el Nono*, nuevamente glosadas por el Licenciado Gregorio Lopez del Consejo Real de Indias de su Magestad, Salamanca: Impr. por A. de Portonaries, 1555.
- Martín Rodríguez, José Luis, *Manual de Historia de España 2, La España Medieval*, Historia 16, 1993.
- Stein, Peter Gonville, *Roman law in European history* (屋敷二郎監訳・関良徳訳・藤本幸二訳『ローマ法とヨーロッパ』、ミネルヴァ書房)、2003.